

公益社団法人 長井教育会 表彰規程

第1条(目的)

本会定款第3条の趣旨に従い、教育・文化面において顕著な努力をし、且つその業績が他の生徒の模範となるものを賞揚激励し、以て教育の向上に資することを目的とする。

第2条(表彰の対象)

この規程は、市立中学校及び市内の高等学校の生徒を表彰の対象とする。

第3条(表彰の要件・推薦及び選考)

表彰は個人を対象とし、次の各項に該当するものについて、学校長の推薦により本会選考委員会で選考し理事長が表彰する。

- 1、学業成績が優秀で、他の生徒の模範になる者
- 2、生徒会活動において献身的に推進の役割を果たし、優秀な成績を収めた者
- 3、特段の事績を示し、他の生徒の模範となる者

第4条(表彰の種類)

表彰の種類は、公益社団法人長井教育会賞とする。

第5条(表彰の方法)

表彰の種類は、表彰状及び記念品を贈呈してこれを行う。

附 則 この規程は、昭和60年12月16日より施行する。